

平成 27 年度 事業計画書

- ・ 法人本部
- ・ 児童養護施設南山寮
- ・ 南山ルンビニー園
- ・ 南山の郷
 - ・ 特別養護老人ホーム
 - ・ 居宅介護支援事業所
 - ・ デイサービス
- ・ みなみやま
 - ・ 小規模多機能
 - ・ グループホーム
 - ・ 高齢者向け賃貸住宅
- ・ ケアハウス南山の郷

平成 27 年度 事業計画

法人本部

1. 基本方針

愛知育児院の基本指標は「いのちの輝き」です。100年近く支えになっている仏教精神に基づいて、各施設が、日々の業務の中でこの基本指標を具体的に実践できるよう、法人本部としてリーダーシップをとります。また、愛知育児院の伝統を尊び、将来の指針を明確にしていきます。

同じ敷地内に全施設が存在し、構造的にも施設間交流(世代間交流)が容易にできるのが愛知育児院の大きな特徴です。複合施設としての有利性を活かし、お年寄りと子どもたちの世代間交流を積極的に進めます。

2. 主な課題

各施設の課題を共有し、国の方針をよく分析、理解し、その解決に向かって各施設と協力していきます。当面の課題は、児童養護施設の家庭的養護（小規模化）の推進計画に則る高齢者施設との合築計画、保育園の「幼保連携型認定こども園」具体的な推進です。また、社会福祉法人を取り巻く状況をよく分析し、従来の社会福祉法人の事業に加え、地域公益事業・法人内の公益事業拡充などを進めていきます。

現建物の建設16年を経て、どの施設も修理が急がれるのは空調設備です。そこで、法人の「設備整備等積立資金」を有効に使い、全施設の空調設備再構築を行います。

3. 具体的な方策

昨今、社会福祉法人の「経営の透明性」が求められており、電子データ化してインターネット上での法人情報開示（事業報告、財務情報報告など）が義務化されています。愛知育児院はホームページを再構築し、すでにその指針にえています。高齢者施設の申込書等のダウンロードができるよう、ホームページのリニューアルも行いました。また、大規模自然災害などの緊急時において、職員に対する安否確認、臨時招集などが行えるシステム導入も行います。

愛知育児院創立130周年記念事業として、大切に収納されている明治・大正・昭和各時代の貴重な資料を、電子媒体やマイクロフィルムに記録します。

4. 主な行事・会議など

監事内部監査・・・5月 理事会、評議員会・・・5月、8月、11月、3月 その他随時
苦情解決委員会・・・6月、10月、2月 孟蘭盆会・・・8月
ふれあいまつり・・・10月 報恩講・・・12月
特養東別院巡回スタッフ法話、ケアハウス名古屋教区第30組法話・・・毎月1回

平成 27 年度 事業計画

児童養護施設 南山寮

1. 基本方針

- ・南山寮職員一同は、「人間性豊かな人間形成（いのちの輝き）を追求する」という基本指標を常に念頭に置き、入所児童が心身ともに健やかに育つべく日々の処遇に努めるとともに、児童の社会的自立に向けて全力でサポートします。
- ・職員一同、社会的養護の基本理念である「子どもの最善の利益のために」を念頭に常に権利擁護の立場に立ち、子どもたちが幸せに生きる権利を守り、権利と責任の大切さを伝えます。また、積極的に地域社会と関わり、地域住民に愛され、信頼される施設になります。
- ・児童相談所や子ども福祉課など関係機関との連携を強化し、アドミッションケア（入所前のケア）からインケア（入所中のケア）、リービングケア（自立支援）、アフターケア（退所後のケア）までのパーマネンシープランニング（永続的養育計画）の充実に努めます。
- ・地球人として、「いのち」を大切に作る心、人との絆を大切に作る心、物を大切に扱う心を育てます。

2. 主な課題

- （1）児童養護施設運営指針、児童養護施設における人権擁護のためのチェックリストおよび名古屋市子どもの権利ノートに照らし、施設における新たな社会的養護の体制を見直すとともに、さらなる子どもたちの権利擁護の強化に努める必要があります。
- （2）子どもたちの成育歴、心身状況や生活状況を丁寧に検証・把握すべくアセスメント（事前評価・査定）を行ない、自立支援計画の作成・評価・見直しを適宜実施し、パーマネントケア（永続的支援）の充実に努める必要があります。
- （3）虐待の連鎖・貧困の連鎖を予防し、子どもたちが自己肯定感と社会性を高めて他者との関わりの中でしっかりと生活していくため、「いのち」の大切さ・人の絆の大切さをしっかりと学ぶ機会を提供する必要があります。
- （4）子どもたちの健康と安全を守るべく、ヒヤリ・ハットの検証も含め、事故・感染症・災害の発生を意識した取り組みを日常的に行い、リスクマネジメント（危機管理）に努める必要があります。
- （5）「児童養護施設等の職員配置基準の改善」が国会で閣議決定され、新たに良き人材を確保する必要があります。同時に、子どもたちにとってより良いケアを提供すべく、職員一人ひとりの援助技術や専門性を高め、子どもに関わる職員としての資質を向上させる研修計画を立て、施設全体の養育・支援の資質向上を図る必要があります。

3. 主な方策

- (1) 職員は日々子どもたちとの関わりの中で、常に権利擁護を第一義とし、子どもたちの安全・安心を保障します。
 - ・ 児童養護施設運営指針、南山寮倫理綱領の遵守の遵守
 - ・ 名古屋市子どもの権利ノートや人権擁護のためのチェックリストの活用
 - ・ 第三者評価（自己評価）、施設内虐待対応マニュアル、ヒヤリ・ハットの検証
 - ・ 児童の意見表明権の保障の場としての子どもサロンの活動
 - ・ 児童の安全・安心を担保するための計画的な研修受講による専門性の獲得、性教育などのより良い実践の工夫、子どものケアについての援助技術の獲得

- (2) 入所児童のより豊かな“育ち”につながる自立支援計画を策定します。
 - ・ 当事者である子どもの意向や課題を明確にした自立支援計画の策定と評価の実施
 - ・ 日々の児童記録の充実と南山寮独自の1年間児童記録のまとめの作成と検証
 - ・ 心理士や児相福祉司などの専門職や関係機関との有機的連携
 - ・ 自立支援計画や権利擁護の先進例を実践している施設の見学

- (3) 地域に開かれた施設として地域社会とのコミュニケーションを図り、関係機関とのネットワークを強化して、子どもたちのより良き育ちを追求します。
 - ・ 児童福祉司や専門家を交えての施設内研修やケースカンファレンス（事例検討会議）の実施
 - ・ 学校行事、子ども会行事など地域社会への積極的な協力と参加
 - ・ 防災を軸とした町内会との連携および施設の防災対策の充実
 - ・ 子育て支援グループなど地域社会へのふれあいホールの開放
 - ・ 南山寮（の子どもたち）を支援してくださる人的資源のネットワーク作り
 - ・ 表現活動（ダンスチーム、バンド活動、アフリカ太鼓など）を通じての児童の人格形成

- (4) 南山寮の将来設計として、施設の小規模化および施設機能の地域分散化を追求します。
 - ・ 現行の小規模グループケアユニットの充実、および、小規模グループケアユニットの増設や、地域小規模児童養護施設の開設にあたっての準備
 - ・ 家庭的養護推進計画の定期的な見直しと職員配置基準引き上げにともなう人材確保に向けての努力

- (5) 建築から16年経ち、経年劣化により施設設備の不具合が目立ちます。中長期にわたる施設設備整備計画を立てるとともに、入所児童と職員が一緒になって「エコ」に取り組む雰囲気を作ります。
 - ・ 空調設備の入替工事を実施、継時的に施設設備の修理交換を実施
 - ・ エコキャップ運動、光熱費節約運動の継続

4. 行事予定

<月会議>

職員会議・リーダー会議・各フロア会議・給食担当者会議・給食審議会
進路指導会議（年6回）・予算検討会議（年4～5回）
セラピスト（臨床心理士）との懇談会（年2～3回）・里親さんとの懇談会（年1回）
児童相談所職員との懇談会（年1回）

<月行事>

誕生会・避難訓練・夕食会

<年間行事>

児童健康診断（6月・2月）・インフルエンザ予防接種（10・11月実施）
フッ素塗布（6月・11月・2月）
フロア行事・子ども会行事・法人総合防災訓練（年2回実施）
子どもサロン（隔月1回）・各種招待行事参加（スポーツ観戦や観劇・食事等）
「山の家（スキー・スノーボード）」（1月）

<名古屋市児童養護施設連絡協議会の行事>

学童海の家（篠島）・幼児海の家（野間）・福祉絵画展
スポーツ大会（ソフトボール・野球）・児童福祉施設運動会
退所児童社会自立宿泊研修・フットサル大会

<研修>

- ・名古屋市児童養護施設連絡協議会主催の各種研修
- ・中部児童養護施設協議会主催の各種研修
- ・全国児童養護施設長研究協議会
- ・施設内研修

5. その他

- ・入所児童の定員数： 55名
- ・職員数： 35名（直接処遇職員19名 間接処遇職員6名
非常勤職員 10名）

平成27年度 事業計画

南山ルンビニー園

1. 基本方針

基本理念 南山ルンビニー園（以下、「当園」という）は、就学前の子どもに関する保育、教育の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念と愛知育児院基本指標である「いのちの輝きを追及する」に基づき、よりよい環境の下、保育と教育の場として一人ひとりを尊重しながら適切な発達援助をするとともに、保護者に対する子育ての支援を行います。

保育方針

- ・心身とともに健やかに育成され、一人ひとりの個性を尊重しながら思いやりのある豊かな人間性を持った子どもを育成することを目指します。
- ・保護者と連携をとりながら24時間を視野に入れた保育を心がけ、一人ひとりの成長を喜び共有できる関係の中、安心して子育てができる環境を提供します。

教育方針

- ・遊びの中から「学びの心」を育てることを基本とし、さまざまな体験を自分のものにするるとともに友達と共有できる子どもを育成することを目指します。
- ・「考える力」を育むことにより「よりよく生きる力」となるように環境を設定することを目指します。

めざす子ども像

- 人間が大好きで地球が大好き、そして大切に思える子
 - ・生まれてきたことを喜び、自信を持って生活ができる子
 - ・周りの人がかけがえの存在であることに気づき、大切に思える子
 - ・自然のすばらしさや不思議さを感じ、自然を大切に思える子
- 毎日の生活を楽しみ、さまざまな体験を自分のものにできる子
 - ・感動・驚き・疑問を持ち、考え、表現する子
 - ・友だちと喜びや悲しみなど様々な感情を共有できる子
 - ・自分で楽しみを見つけ生活できる子

2. 主な課題

- (1) 子どもの発達過程と保育の視点を明確にしながらカリキュラムの設定をします。
- (2) 日々の生活の中で「考える力」を育む活動や環境設定をし、教育の基本となる「学びの心」を育てます。

- (3) 多様化する保護者の就労状況やニーズに配慮しながら、子育てと仕事の両立がスムーズにできるように、また、子育てが楽しくできるように支援していきます。
- (4) 在園児、未就園児を問わず地域の子育て支援をします。
- (5) 他施設（高齢者施設）との定期的な交流を図ることにより、世代間交流を通じて幅広い保育の実践の場とします。

3. 主な方策

- (1) 一人ひとりの育ちを考慮しつつ適切なカリキュラムを作成します。
 - ・一人ひとりに養護と教育を踏まえたカリキュラムの設定をします。
 - ・24時間を視野に入れ、家庭的でくつろげる場と集中して遊べる場との適切で調和の取れた空間となるよう工夫します。
 - ・乳児保育では家庭的で穏やかな環境を大切にし、一人ひとりの発達に合わせた援助を職員で共通認識し愛情深くかかわっていきます。
 - ・乳幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う経験ができるようにしていきます。
 - ・0歳児から小学校就学前までの一貫した保育と教育を発達の連続性を考慮して展開していきます。
 - ・発達援助の必要な子どもには個別の計画を立て、ケース検討会等で職員全員が共通理解をし、援助していきます。

- (2) 「あそび」の中から「学び」を引き出す教育を実践していきます。
 - ・長期の発達を見通した年や期の長期指導計画と具体的に子どもの発達や生活や興味を反映した短期指導計画を作成し、臨機応変に実践していきます。
 - ・人とのかかわりのなかで「心が動かされる体験」ができるように環境を整え、そこから次の活動が生み出され園生活が充実したものになるよう援助します。
 - ・「教える」ことではなく「気づく」ことを大切にし、その「気づき」を友達と一緒に発展させていけるように見守り、援助していきます。
 - ・失敗しても成功してもその「過程」を大切にし、自信につなげ「自己肯定感」がもてるように援助していきます。

- (3) 園と保護者が子どもの育ちを共通理解し、協力しあって子育てをしていきます。
 - ・24時間を視野に入れた子育てをするために、家庭との連携を深めていきます。
 - ・クラス懇談会や個人懇談、また、必要に応じて日常の子育て相談を受け、子どもの育ちが理解してもらえよう働きかけていきます。
 - ・発達につまづきのある子どもには保護者と連携をして、その子に合った援助をしていきます。

- ・地域の子育て支援の充実をはかり、子育てに関する相談、講演会、講座等をルンビニーひろばにおいて開催していきます。
- ・「ルンビニー文庫」を園児のみならず地域の子育て世代や小学生に貸し出し、開放的で誰でも気楽にこれる場所となるようにしていきます。

(4) 日常的に世代間交流ができる環境を整えていきます。

- ・高齢者施設との交流を、園児も高齢者の方も負担をかけずに自然に、日常的に交流ができるような環境を整えていきます。
- ・地域の高齢者の方々とも交流をする機会を持ち、地域にねぎした園となるようにしていきます。

(5) 職員の資質を向上させていきます。

- ・計画的な外部研修参加や職員の自己研鑽等、職員の資質向上、及び職員全体の専門性の向上を図るために園内研修を充実させます。
- ・資格取得を奨励していきます。
- ・職員間がよりよく協力していけるように共通認識や共通理解ができているかを確認していきます。
- ・職員自身が「安心」と「向上心」がもてるような職場環境を作るように努めます。

4. 行事予定

- 4月 ・入園進級式 ・花まつり(高齢者交流事業)
- 5月 ・子どもの日の集い ・クラス懇談会 ・親子えんそく ・芋の苗付け(園庭)
- 6月 ・歯科検診(歯科医による) ・歯科指導(保健所職員による) ・個人懇談会
- 7月 ・七夕会(保育内) ・お泊まり保育(年長児)
- 8月 ・カレークッキング ・防災訓練(法人施設合同) ・夏まつり(地域交流)
- 9月 ・敬老のお祝い会(高齢者交流事業) ・園児健康診断
- 10月 ・運動会(家族・高齢者招待) ・秋の遠足(園児と職員) ・ふれあいまつり
- 11月 ・保育参観(2歳児以上) ・さつまいもの収穫(園庭)
・人形劇観賞(幼児対象)
- 12月 ・クリスマス会 ・子供の報恩講(東別院・年長児)
・年忘れ会(高齢者交流事業)
- 1月 ・初詣(興正寺・幼児) ・お餅つき(中庭) ・クラス懇談会
- 2月 ・豆まき(全園児) ・保育まつり(公会堂・年長児)
・ひなまつり会(保護者参観)
- 3月 ・おこしもの作り ・おわかれ遠足(年長児) ・園児健康診断
・入園説明会 ・お別れパーティー ・そつえん式

- 月例行事
会 議 ・避難訓練 ・絵本貸出し ・たんじょう会 ・身体測定
- ・職員会議 ・クラス会議 ・ケース会議 ・リーダー会議
- ・行事担当者会議 ・給食会議 ・法人連絡協議会 ・その他
- 交流事業 ・デイサービスの方との月例交流・ミニ交流会・誕生会（年長児）
- ・南山の郷（1F・2F）の方とお楽しみ会（月1回・年長児）
- ・みなみやまの方とお楽しみ会と誕生会（年中児）
- 特別教室 （通年）・たいそう教室（3・4・5歳児）
- ・えいごで遊ぼう（3・4・5歳児）
- ・おんがく教室（3・4・5歳児）
- （短期）お茶教室（年長児） ・そろばんと仲良くなろう（年長児）
- 保健衛生 ・ぎょう虫検査 ・職員健康診断・職員検便 ・職員予防接種

5. その他

- 子育て支援 ・ルンビニーひろばの開催2回／月 未就園児とその保護者
- ・園庭開放1回／週（水曜日・雨天中止）10時30分～
- ・随時電話相談受付

27年度4月在籍予定数

正規職員 24名

パート職員 12名

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
11 (3)	19	25	25	25	25	130

平成 27 年度 事業計画

特別養護老人ホーム南山の郷

1. 基本方針

- (1) ご利用者の一人一人が、主体性をもった個人として尊重され、地域社会の中でそれまでの生活(生活スタイル)と「日常性」が継続でき、利用者がその方らしく生き生きと明るく、楽しく、安心して暮らせるよう支援していきます。
- (2) 尊厳ある生活の保障に努めながら、「その人らしい生活を最期まで送れること」の思いを大切に、寄り添い支えていきます。

2. 主な課題

- (1) 「権利擁護」の認識を持ち、尊厳あるサービスの向上を図ります。
- (2) ケアの再構築とケアマネジメントの充実に努めます。
- (3) 職員の専門性の向上、資質の向上に努めます。
- (4) 生活環境・生活空間の改善を図ります。
- (5) 基本を整え、適切で統一した組織運営づくりを目指します。(「南山の郷」「みなみやま」は一つの複合的なサービス)
- (6) 法令遵守を重視し介護報酬改訂に対応した体制整備に努めます。
- (7) 社会情勢の変化に対応した財務基盤の安定を図ります。
- (8) サービスの垣根を越えた相互利用を進めます。
- (9) 地域の高齢者・障がい者のニーズへの生活支援に取り組みます。
- (10) 外部ボランティアの積極的な活用と受入れ体制を整えます。

3. 主な方策

- (1) 本人の生き方を尊重し、本人が「自分の人生」を選択して暮らしがしていけるよう、「安全」「安心」「選択の自由」が保持される介護サービス体制・環境の整備に取り組みます。
 - ▽ 高齢者虐待・身体拘束・人権保持に関する基本的な考え方を認識する教育の場を持ちます。
 - ▽ 不適切なケアを生み出す背景を理解して、対策を施設全体で検討し、不適切ケア・虐待を未然に防ぐ施設をつくります。
- (2) 個別ケアの充実と適切なサービス提供を目指し、ケアマネジメント体制を見直します。
 - ① ケアの充実とリスクマネジメントの過程を再構築します。
 - ・ 多職種連携の第一歩として、利用者の日々の情報を多職種が一元化・一覧化して

管理できる仕組みを「介護総合記録表」の整備と活用を通して整えていきます。

- ・「思いの共有化」「情報の共有化」とケアチェックの仕組みづくり。
ご家族の面会やサービス担当者会議、行事等への参加や往診時の立会いの場を利用し、ご利用者や家族の思いを知り、ご家族と連携したケアの提供方法と体制作りに努めます。（ご家族とケアパートナーになれる関係作り）
 - ・入所前の生活暦や生活状況の把握に努め、個別の生活リズムや訴え、疾病や心身の状態を正確に把握し、認知症状にも配慮したケアプランを作成し、その方に合ったケアを提供します。
 - ・毎日の生活の中で「ご利用者（個人）を知る」視点を持ち、専門職としてその方への対応やケアの方法を考えていきます。
 - ・個別機能訓練において、介護総合記録表を活用し多職種で情報の共有化を図りながら、ご利用者の「その人らしさ」を大切に、その方の機能が維持できるよう主体性を引き出せる支援を行います。
 - ・嚥下状態や咀嚼の良くないご利用者に対して、サービス間の食事形態の統一化、食事の介助方法・姿勢保持の見直し等、個別に対応します。また、選択食、行事食など食の楽しみが持てる工夫に努めます。
 - ・余暇の時間にゆとりを持った関わりができるよう、業務の見直しや工夫を行い職員全体で協力し合う体制を作り、外出の機会や余暇の充実を図ります。
 - ・日々のミーティングのあり方、サービス担当者会議やケアプランの内容の充実、現場への反映の方法などチームのレベルアップの仕組みづくりに努めます。
- ②苦情と事故防止の体制、改善作業を日常業務に反映させ、ケアの充実に具体的に活かしていくサイクルを構築します。
- ③ご利用者・家族への説明責任、情報開示、意見聴取など、ご利用者・家族と相互理解を深め合える関係づくりの構築を進めます。
- ④ショートステイ利用の利便性の向上と緊急利用時の対応のため、レンタル衣料の用意や個別に専用テレビを用意するなど、利用して頂きやすいサービスづくりの工夫をします。

(3) 職員の専門性および資質の向上と介護負担の軽減に努めます。

- ①内部研修の充実と外部研修への積極的参加、委員会・部門ごとのきめ細かい勉強会の実施等自己研鑽に努め、良質なケアに努めます。
- ②職員の成長段階、役割に応じた知識・技術や資質習得への支援を行います。
- ③専門職の基本として、情報共有、報告・連絡・相談の徹底、適切な記録と活用等の徹底を図るとともに体制の整備をします。
- ④入居者の自立支援と職員の腰痛予防の為に、積極的な福祉用具の導入と介護方法の見直しを行います。心身の状態や生活習慣等により昼対応のご利用者については、昼と同様に転落リスクがなく、併せて移動・移乗が安楽に行える昇降型超低床ベッドを導入します。また、介助場面において各種リフトの活用など、抱上げずに介助できる方

法を検討し導入していきます。

(4) 生活環境・生活空間の改善を図ります。

- ①トイレの改修や畳部屋の整備など、ご利用者の安全で快適な生活空間の整備に努めます。畳部屋での対応については転倒や転落リスクの高い方が対象であるため、超低床ベッドの導入と併せて居室内の床を安全性の高い材質に変更し、体への負担軽減と転倒時のリスク軽減を図ります。
- ②ご利用者との面会時にゆっくりと過して頂ける空間を設け、ご利用者とご家族や親しい方との関係を大切にしていきます。
- ③1F食堂のレイアウト変更と安全な床材への改修を行います。安全で落ち着いて食事ができるよう整備すると共に、食事席とは別に団欒の場として利用できる寛ぎのスペースを設け、ゆとりと温かみのある生活空間への整備を図ります。
- ④全館の空調設備を更新し、一年を通じて適切な温度管理を行い健康管理と快適な環境づくりを行います。
- ⑤災害に備えて設備・備品の改善・整備、災害に備えた対策と関係機関のネットワーク構築に努めます。吸引器等、ご利用者の生命にかかわる備品が災害や緊急時にも使用できるようポータブル充電器を備えます。

(5) 基本を整え、適切で統一した組織運営づくりを目指します。(「南山の郷」「みなみやま」は一つの複合的なサービス)

▽第三者評価・内部監査のあり方などを工夫し、サービス・運営に対する適切な評価を行うと共に、情報開示を積極的に行い「透明性」を図りながら、施設運営・サービスに反映させる仕組みづくりをします。

(6) 法令遵守を重視し介護報酬改訂に対応した体制整備サービス、提供体制及びサービス内容の再検証・充実を図ります。

(7) 平成29年4月、消費税税率の段階的引き上げ等の影響による財務状況の変化に対応し適切な経営を行うために、経営状況を迅速に把握・分析し、効率・節約に努めるなど適宜見直しを図ると共に適切な人事管理に努めます。

(8) ショートステイとデイサービスのご利用者が、施設の種別を越えて自由に交流することや、利用サービスの違いに関わらず共通したサービス提供ができるよう取り組んでいきます。ショートステイとデイサービスの事業所間で定期的に会議の場を設けるなど、相互利用の方法や調整を行い、垣根を越えたサービス提供の工夫をしていきます。

(9) 居宅介護支援事業の「なんでも相談所」との連携や、地域の民生委員や

老人会等とも連携し、地域の独居の方や障がいがある方の情報を収集しながらニーズを掘り起こし、地域の方に関わりながら関係づくりを進めていきます。職員が施設の外に出て、介護に関わる相談や勉強会の実施などを行うなど、特養が持っている介護に関する知識や技術を地域に還元していきます。

(10) ご利用者の潤いのある暮らしづくりの協力者として、積極的に外部ボランティアを受入れる為の体制を整えます。

4.行事予定

4月	花見・花祭り
5月	外食ツアー
6月	輪投げ大会
7月	七夕、花火大会、夏まつり(保育園)
8月	夏まつり、総合防災訓練
9月	敬老会(保育園)、ふれあいまつり&作品展用作品作り
10月	運動会(保育園、名古屋市)
11月	鍋、ふれあいまつり、名古屋市作品展
12月	年忘れ会、餅つき
1月	初詣、初釜、
2月	節分、梅見
3月	ひなまつり、卒園児お別れ会、総合防災訓練

5.その他

定員

入所 80名、短期入所 20名

職員数 70名(常勤 44名、非常勤 26名)

平成 27 年度 事業計画

南山の郷デイサービスセンター

1. 基本方針

- (1) 地域に住まわれる高齢者の方々が、ここに来られることによって住み慣れた環境（地域）で、社会性を保ちいつまでも元気でその人らしく自立した生活が維持できるように援助します。
- (2) 利用者の「生涯自宅」でとの思いを踏まえながら、利用者の残存機能を活かした自立支援及び生活支援を行ないます。
- (3) 主介護者の介護負担軽減に努めるとともに安心して利用できるよう気軽に相談や報告を行います。
- (4) 経営の安定、安定したサービスの提供に努めます。

2. 主な課題

- (1) 積極的にセンターの情報を発信します。（利用者・家族・地域へ）また、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動などと連携し、通所介護事業所を利用しない日でも利用者を支える地域連携の拠点としての機能を発揮できるような体制を整えます。
- (2) 「身体の状態・利用の目的」など多様なニーズを的確に把握し、あらゆるサービス内容において個別化を図ります。
- (3) 快適に過ごしていただけるよう環境整備を実施し・整理整頓に努めます。
- (4) 社会資源の活用を推進します。（ボランティア・地域資源など）
- (5) 事業の安定した運営と快適なサービスが継続して提供できるよう職員同士のチームワークや情報共有を大切にします。また、職員の仕事と生活の調和を重視します。
- (6) 利用者・家族に親しみを持っていただけるよう開かれたセンターを目指します。
- (7) 非常災害時における安否確認・支援体制を整備します。

3. 主な方策

- (1) 居宅介護支援事業所に対し定期的な空き情報や高齢者施設で統一したモニタリング様式にて利用状況を報告。家族には毎月発行する新聞や連絡帳にて利用時の状況報告をします。必要時には送迎時や電話にて直接報告を実施します。また、地域包括や居宅介護支援事業所に当デイサービスでの取り組みを伝える場として計画的な営業活動を行います。地域連携の拠点（八事学区）としては、事業所内に限った利用者との対話を主体とした相談業務や個別機能訓練計画作成のみならず居宅への訪問や地域の活動へ出席をしたり、「介護相談」や「男性介護者相談」、「生活上の相談」など定期的なサロンを事業所内で企画・開催します。

- (2) 計画的にサービス担当者会議を実施します。サービス担当者会議前には利用者・家族に利用状況の報告を行い、在宅での困り事や新たなニーズを確認しサービス内容に反映させると共に、職員一人ひとりが利用者の在宅生活全体を把握できるように努めます。また、運動系の集団レクリエーションなどにおいても機能訓練指導員などの指導のもと機能維持が図れるリハビリテーションの要素を取り入れていきます。
- (3) センター内の整理整頓に努め、利用される方が気持ちよくサービス提供時に過ごせるよう配慮します。
- (4) 定期的なボランティア活動（ホール・メイクセラピー・詩吟・絵手紙・理美容・傾聴・囲碁）は次年度も継続。新たなボランティアの発掘に努めます。（昭和区ボランティアセンターや近隣の各大学などの活用・ボランティア冊子への登録）また、地域資源として様々な行事の際にお手伝いいただける資源（花たち・興正寺）を今後も増やして行きます。
- (5) 通所職員会議や正職員会議をはじめ、終礼などを活用してその都度利用者の処遇面や業務の見直しなど問題把握に努め、改善策を検討→実施→評価→修正します。（コミュニケーションの機会を増設し職員間の意思統一に努めます。）
また、職員の仕事と生活の調和を大切にし平日はもとより、特に土曜・日曜・祝祭日は残業をすることがないように常に業務の適正化を図ります。
- (6) 送迎時や来所時の挨拶、電話の対応など利用者・家族に安心していただける対応ができるよう定期的に職員同士で意見交換や接遇指導を実施します。
- (7) 非常災害時における利用者（家族含め）の安否確認の方法および支援のためのマニュアルを非常災害対策委員会を中心として整備します。また、看護職員を中心としてデイサービス独自の緊急時訓練（救急法など含む）を実施します。

4. 行事予定

4月	花見外出、花まつり
5月	菖蒲湯、節句
6月	
7月	七夕会
8月	盆踊り、総合防災訓練
9月	敬老会
10月	運動会、ふれあいまつり
11月	
12月	クリスマス会、ボランティア慰安会、しめ縄づくり、餅つき

1月	初詣、初釜
2月	節分
3月	卒園祝い、ひなまつり、総合防災訓練

毎月 保育園交流会・ミニ保育園交流会・保育園合同誕生日会
 外出行事（買い物・喫茶・興正寺散策など）・他施設交流会（南山寮喫茶など）
 職員との食事会・おやつ作り・作品作り

ボラ メイクセラピー・詩吟・絵手紙・理美容・傾聴・囲碁・興正寺法話
 各種演奏会（三線・オカリナ・琴など）

5. その他

定員 1日34名

職員数 17名（常勤 10名、非常勤 4名、派遣（介護助手・運転手）3名）

平成 27 年度 事業計画

南山の郷居宅介護支援事業所

【事業の目的】

事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適切かつ公正中立な居宅介護支援を提供することを目的とします。

1. 基本方針

- (1) できる限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、支援に取り組みます。高齢者の権利擁護についての正しい理解に努め、「本人らしい生活」を送ることができるよう、本人の思いを汲み取り、生活に反映させていくことを大切にします。
- (2) 介護保険サービス事業者のほか、地域の社会資源に着目し、安心して生活を送ることができるよう情報の収集に努めます。また医療機関、特にかかりつけ医等との連携を強化し、情報の共有と適切なサービス提供に繋げていきます。
- (3) 居宅介護支援に関する知識・技術を習得する機会を持ち、資質の向上に努めます。

2. 主な課題

- (1) 自立支援の視点に立ったケアプランの立案
- (2) ケアマネジメントに関わる知識の習得、研修への参加
- (3) 各機関との連携強化
- (4) スケジュール管理に基づいた業務と記録の整理
- (5) 地域に根付いた相談窓口としての定着

3. 主な方策

- (1) 介護給付ケアマネジメントの理解・把握に努め、行政機関、いきいき支援センター、関係事業所、主治医をはじめ医療機関との連携を図ります。また個別性のあるケアプラン作成に努め、利用者の特性を踏まえて自立に向けた支援を行います。
- (2) 予防給付ケアマネジメントの理解・把握に努め、いきいき支援センターと連携を図ります。また受託した場合は地域のネットワークを活用し、自立支援の視点を持ちながら適切なケアマネジメントに努めます。
- (3) 積極的に研修会等に参加して情報収集を行い、正確な情報提供に努めます。また法人内の研修や会議、自主勉強会等を通し、サービスの検討（事例検討）や経営意識の向上に努めます。その他、利用者アンケート（ユーザー評価）や居宅支援の自己評価を行うことで、職員資質の向上を図ります。

1) 外部研修

積極的に参加し、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

- ・ 介護支援専門員現任研修
- ・ 主任介護支援専門員研修
- ・ 名古屋市介護サービス事業者連絡研究会主催の研修会
- ・ 昭和区介護保険関連事業者連絡会主催の研修会
- ・ 認定調査員現任研修

2) 内部研修

法人内にて各種勉強会等を主体的に計画・実施し、事業所の枠を超えて介護支援専門員、相談員の資質向上に努めます。

- ・ 相談援助技術、事例検討会
- ・ 権利擁護、福祉・医療・保健制度、生活保護制度等の学習
- ・ 法令遵守のための法令学習会等

- (4) 業務を効率的に進められるよう、関係書類の見直しを図ります。またプライバシーの保護、個人情報保護に努め、個人の記録や情報を適切に管理します。
- (5) 他事業所や医療機関との関係構築のために、電話・訪問等の手段を用いて積極的にアプローチを図り、更なる連携を構築していきます。
- (6) 地域における身近な相談窓口として活躍できるよう、地域の活動に積極的に参加する機会を設けます。いきいき支援センター主催の連絡会にて、民生委員との連携・地域支援員との関係を強化し、困難ケース、虐待ケースにもチームとして取り組めるよう努めます。また地域住民に親しまれるよう、法人内で施設の開放のための企画に取り組みます。
- (7) 介護支援専門員実務研修における実習を受け入れる体制を整え、将来のケアマネジャーの育成に協力いたします。

4. その他

- (1) 介護支援専門員標準担当件数

介護支援専門員 常勤 概ね40件（予防給付：介護給付0.5換算）

- (2) 職員数 3名（常勤3名）

平成 27 年度 事業計画

ケアハウス南山の郷

1. 基本方針

- (1) ご利用者の方々に今までの生活を維持していただけるよう、課題やニーズを的確に把握し、関係機関と連携しながらサービスを提供します。
- (2) 利用者が、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービス（行事、日課）の提供を行うとともに、生きがいを持って生活できるようにするための機会を適切に提供し、介護予防に努めます。

2. 主な課題

- (1) 職員の資質と施設サービスの向上
- (2) 稼働率の安定と利用継続のための施設内外のケアの構築
- (3) 苦情への迅速な対応
- (4) 地域等との交流の促進
- (5) 生活環境・生活空間の整備・改善
- (6) 定期的な家族との交流

3. 主な方策

- (1) 事業の実施に際し、ご利用者の心身の状況を定期的に把握し、栄養管理も含めた生活全般について個別プランを作成するとともに、関係機関と連携しながら必要な援助や助言を行ないます。
 - ▽提供したサービスに関し、ご利用者の意見を聞き、施設サービスの向上を図ります。また、行事や生活支援サービスと等の見直しをすることでご利用者の満足度を高めるように努めます。
 - ▽ご利用者のニーズに合わせ、個別ケアに基づいた自立支援の対応に努めます。ご利用中に要支援や要介護が必要になった場合には、状態に応じて積極的に併設事業所やその他介護保険サービス等の利用を図りながら、できる限りケアハウスでの生活が継続できるよう支援を行います。現在ご利用者の半数以上が要支援、要介護認定を受けており生活も変化してきていることから、ケアハウスの対応基準や支援内容を整理し具体的に示すことで、安心してご利用頂けるようにしていきます。
 - ▽外部研修、内部研修又は法人内研修を通し、職種・役職に応じた教育訓練を、平成27年度年間を通して行います。また、利用者アンケートを行うことで職員資質と経営意識の向上に努めます。
 - ▽入居希望者の確保を図るため、年1回待機者の現状をフォローし、待機者リストの管理と待機者への必要な支援を行います。
 - ▽日常の生活相談だけでなく介護認定から各種の書類の申請に関わる相談・代行などに

も幅広く対応をしていきます。

▽職員とご利用者・家族との信頼関係が築けるよう、ご利用者・家族の不安に親身に対応し、専門職として信頼されるよう意識の向上と適切な対応に努めます。

(2) ご利用者の個別ケアの対応を行い自立支援の援助に向けて、状態を定期的に把握できるよう病状管理のためのシートを作成し、適時更新しながら職員間の情報共有と特養夜勤者との連携に努めます。可能な対応を行うとともに、ご本人およびご家族に対し、居宅介護サービス、施設・医療機関に関する情報提供と必要な支援を行います。

▽他施設に移動するまでの待機期間も、必要に応じての施設サービスと介護保険サービスと医療が安心して受けられる環境を整備していきます。

①医療機関・薬局との連携体制の充実

②緊急対応の充実（医療・ケアマネ・家族・併設施設職員・介護事業者他、役割分担と連携を密にし、緊急時の混乱を最小限に）

(3) ご利用者やご家族からの苦情が寄せられた場合には、速やかに対策を検討して、サービスの改善に努めます。

(4) 地域資源等を積極的に活用しながら、講座、教室等を企画し介護予防に努めます。

① 口腔機能向上 口腔ケアについて歯科衛生士による指導を受ける。

② 健康 保健所の保健師による講座

③ 安全・防災 警察署や消防署職員による講座

④ 介護・認知予防 保健所、包括支援センターの講座・相談窓口の紹介

▽季節に応じた地域の行事や趣味活動の情報を収集し、参加できるよう支援します。また、南山寮や他部署との交流や趣味を生かした活動の場を施設内外で参加できるように企画・情報提供します。

(5) 建物・設備・備品の修繕・購入を計画にしたがい実行します。必要に応じて、ご利用者の生活に支障がないよう速やかに対応します。また、定期的に点検・整備を実施します。

▽空調設備の更新

▽火災・地震対策に備えての安全確保

居室内外の避難経路の確保と点検、居室内の非常物品の確保、家具等の転倒防止対策（非常災害対策委員会）

(6) 定期的にご家族との面談等を行い、ご利用者の状態や状況の情報を共有しながら、ご利用者が心身ともに安心して生活ができるよう支援します。ご利用者自身の「思い」をご家族とも共有していけるよう、サービス担当者会議、行事へのご家

族の参加や、ご利用者の写真や記録などを活用し思いの共有ができる工夫を行います。

4. 行事予定

4月	花見（歓送迎会）
5月	児童と交流外出行事
6月	食事会、輪投げ大会
7月	七夕会、盆供養
8月	夏祭り、総合防災訓練
9月	工場見学（交流事業）
10月	運動会、市作品展、秋刀魚、ふれあいまつり
11月	一日旅行
12月	年忘れ会、餅つき
1月	年賀の会、初詣、初釜
2月	節分
3月	ひなまつり、梅見、総合防災訓練

※懇談会（2か月毎、第四月または火曜日）

5. その他

定員 30名

職員数 7名（常勤 4名、非常勤 3名）

平成 27 年度 事業計画

小規模多機能ホームみなみやま

1. 基本方針

- (1) 住み慣れた自宅や地域で、その人らしく最期まで共に支えあい安心した暮らしを目指します。
- (2) 気軽に集い、ほっと、ゆったりでき優しさと笑顔が溢れる家を目指します。
- (3) 有する能力をいかしたケア（介護から支援）に努め、その時その方に合った「支え方」で提供することで、その人らしい生活を目指します。

2. 主な課題

- (1) 自立支援の視点に立ったケアプランの立案
- (2) 安心して在宅生活を送る為の支援強化と医療連携
- (3) 介護に関わる知識・技術の向上と統一
- (4) 利用者と家族・地域との交流・連携
- (5) 業務の確立
- (6) 災害時対策の構築

3. 主な方策

- (1) 介護給付ケアマネジメントの理解・把握に努め、行政機関、地域包括支援センター、関係事業所、主治医をはじめ医療機関との連携を図り、個別性のあるケアプラン作成に努め、利用者の特性を踏まえ自立に向けた支援を行います。また、ケアプランに生きがい等を反映させ、長期で達成するプログラムを家族と連携しながら継続的に実施します。
- (2) 訪問サービスを二人体制に強化し、安心して在宅生活を継続して頂けるような支援に努めます。
 - ・協力医療機関と連携し、嚥下困難者に対しての摂食嚥下評価を継続的に行いながら、生活の質（食事形態）を確保しながら誤嚥性肺炎予防に努めます。
- (3) 毎月行っている会議内のミニ学習会や施設内研修や外部研修を通して、全ての職員の知識・技術の標準化を図り、計画書により対応の統一を行います。
 - ・職員間で共通の認識・意識が持てるように、毎日の申し送りを行います。また、日々の業務の中で声掛けを意識付けします。
 - ・利用者重度化に伴い、痰吸引が必要となっている為、3年計画で痰吸引研修に順次受講し、受け入れ体制を整える。
- (4) 在宅生活・地域との交流が継続出来るように、家族・民生員等の関係作りの構築を行い、適宜ケアプラン・支援の見直しを行います。
 - ・毎月発行する新聞にて、施設行事の案内を行い、利用者と家族との交流促進に努めま

す。また、夏祭りやふれあいまつり等の行事の中で家族と職員との交流・関係作りを行います。

・地域住民への介護支援の一環で、登録以外の方に対しても緊急性があれば空き居室を使用し、地域利用者の受け入れを行います。

(5) サービスの質を維持しながら、適正な業務見直しにより効率・節約に努めます。

・職員会議、役職者ミーティングにより業務の流れ・対応についての確認・修正を適時行います。

(6) 訪問時に火災等の安全対策が確保されているかの確認を行い、利用者・家族と相談しながら適宜環境整備に努めます。

・自宅での被災した場合の安否確認の連絡体制を家族と構築して行きます。

4. 行事予定

4月	花見(桜)
5月	母の日
6月	花見(紫陽花)、母の日
7月	七夕会、花火大会、土用の丑
8月	スイカ割り、夏まつり
9月	お月見、敬老の日
10月	運動会、遠足、秋刀魚の日
11月	家族会
12月	クリスマス会、年忘れ会、柚子湯、餅つき
1月	初詣、新年会、初釜
2月	節分、バレンタイン
3月	ひなまつり、ホワイトデー、花見(梅)

随時、季節感のある手作り昼食・おやつ作り、誕生日会、喫茶外出、世代間交流(保育園・南山寮)、個別外出を実施します。

運営推進会議(2ヶ月に一度、第4月曜日)

5. その他

定員 登録25名

職員数 14名(常勤 7名、非常勤 7名)

平成 27 年度 事業計画

グループホームみなみやま

1. 基本方針

- (1) 認知症のため見失われがちなその人の尊厳、個性、可能性、求めていること（願い、希望）を見出して、本人がその人らしい暮らしをゆったりと過ごせるように支えていきます。
- (2) お一人おひとりの個性や残存機能を活かし「一緒に過ごす」ケアを大切にし、自由にありのまま、人や自然とふれあい、地域の中でお互いに支え合いながら生活を楽しみます。

2. 主な課題

- (1) 「権利的擁護」の認識とサービス向上
- (2) 個々にあったケアプランの立案
- (3) 介護に関わる知識・技術の向上と統一
- (4) 利用者と家族・地域との交流・連携
- (5) 業務の確立
- (6) 重度化に伴う医療との連携

3. 主な方策

- (1) 認知症により自身の思いを伝えられない方に対して、定期的なモニタリング（4月・7月・10月・1月）を家族と共有しながら、生活歴も含めた利用者・家族のニーズを把握し支援に繋がります。また、ケアプランに生きがい等を反映させ、長期で達成するプログラムを家族と連携しながら継続的に実施します。
- (2) 毎月行っている会議内のミニ学習会や施設内研修や外部研修を通して、全ての職員の知識・技術の標準化を図り、計画書により対応の統一を行います。
- (3) 職員間で共通の認識・意識が持てるように、毎日の申し送りをを行います。また、日々の業務の中で声掛けを意識付けします。
- (4) 普段の関わりの中から、行きたい場所・馴染みの関係を意識した外出支援を家族と一緒に考えながら実施に努めます。
 - ・毎月発行する新聞にて、施設行事の案内を行い、利用者と家族との交流促進に努めます。また、夏祭りやふれあいまつり等の行事の中で家族と職員との交流・関係作りを行います。
- (5) サービスの質を維持しながら、適正な業務見直しにより効率・節約に努めます。
 - ・職員会議、役職者ミーティングにより業務の流れ・対応についての確認・修正を適時行います。
- (6) 利用者重度化に伴い、痰吸引が必要となっている為、3年計画で痰吸引研修に順次受

講し、受け入れ体制を整える。

・協力医療機関と連携し、嚥下困難者に対しての摂食嚥下評価を継続的に行いながら、生活の質（食事形態）を確保しながら誤嚥性肺炎予防に努めます。

4. 行事予定

4月	花見（桜）
5月	母の日
6月	花見（紫陽花）、父の日
7月	七夕会、花火大会、土用の丑
8月	スイカ割り、夏まつり
9月	お月見、敬老の日
10月	運動会、遠足、秋刀魚の日
11月	家族会
12月	クリスマス会、年忘れ会、柚子湯、餅つき
1月	初詣、新年会、初釜
2月	節分、バレンタイン
3月	ひなまつり、ホワイトデー、花見（梅）

随時、季節感のある手作り昼食・おやつ作り、誕生日会（外出・外食）、世代間交流（保育園・南山寮）、個別外出を実施します。

運営推進会議（2ヶ月に一度、第4月曜日）

5. その他

定員 18名

職員数 19名（常勤 10名、非常勤 8名、派遣 1名）

平成 27 年度 事業計画

高齢者向け賃貸住宅みなみやま

1. 基本方針

介護が必要な車椅子の方でも、個人の有する能力に応じ、自立して日常生活を営むことが出来るように支援します。

- (1) 自分や自分の両親に『して欲しい』ことは、させていただきます。
- (2) 自分や自分の両親に『して欲しくない』ことは、絶対にしません。
- (3) 「施設」では物足りない「プライバシー」、「在宅」では得られない「コミュニティ」を大切に、季節や自然を感じながら生活できる支援をしていきます。

2. その他

定員	6名
職員数	2名（非常勤）